様式第４号　 (第１０条関係)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| (表面) | | | |  | (裏面) | |
|  | 90ミリメートル | | |  | |
| 55ミリメートル | 第　　　号  相馬地方広域水道企業団職員身分証明書 | | |  | |
| 1　本証の有効期間は、交付の日から起算して5年とする。  　2　本証は、他人に譲与し貸与し、又は交換してはならない。  　3　本証を紛失し、又は損傷したときは、速やかに届け出なければならない。  　4　本証は、職員でなくなったときは、速やかに返還しなければならない。 |
|
|  | 写真 | 氏名  年　　月　　日生  上記の者は、相馬地方広域水道企業団職員であることを証明する。 |
|
|
|
| 年　　月　　日交付  相馬地方広域水道企業団  　　　　　　　　　企業長　　　　　　　　印 | | |
|
|  | |